

包括外部監査結果に対する措置事項等の公表

- 1 監査意見公表年月日
平成19年1月17日（広島市監査公表第1号）
- 2 包括外部監査人
濱田 芳弘
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成23年3月24日（広財管第48号）
- 4 監査のテーマ
開発事業特別会計，西風新都特別会計，用地先行取得特別会計に関する財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

土地の貸付けについて 貸付料の算定基準の変更について（所管課：財政局管財課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>広島市財産条例第9条では「普通財産及び物品の交換価額，譲渡価額及び貸付料の額は，適正な時価により評定した額をもって定めなければならない」とされている。</p> <p>何をもちて適正な時価とするかは解釈に幅のあるところであり，土地の貸付料の算定基礎となる額について，他都市では，相続税評価額，固定資産税評価額いずれも用いられている。</p> <p>広島市は，平成17年4月1日から，土地の貸付料の算定基準を従来の相続税課税標準額に4/100を乗ずる方法から，固定資産税評価相当額に4/100を乗ずる方法に変更している。</p> <p>平成17年3月11日付け財政局長通知によると，変更の理由として次のように説明がされている。</p> <p>「相続税課税標準額の算定に当たって，相続税評価の補正率ではなく固定資産税評価の補正率を使用することとしており不適切である等の監査指摘があったこと，また，複数の運用通知があるため，事務処理に誤りが生じやすい状況になっていることから，これらの問題を改善するために改正を行うものである。」</p> <p>管財課に質問したところ，相続税評価に比べて，固定資産税評価の方が広島市としては簡便</p>	<p>相続税課税標準額及び固定資産税評価相当額は，いずれも土地の資産価値の尺度としての信用力に優れ，土地貸付料の算定基礎として採用することに基本的な優劣はない。</p> <p>国においては，相続税課税標準額に基づいて取り扱われているが，平成22年度(2010年度)現在，本市を含む政令指定都市19市のうち，3市が相続税課税標準額を，12市が固定資産税評価相当額を，それぞれ土地貸付料の算定基礎としている。</p> <p>本市では，平成17年度(2005年度)に，従来の国の取り扱いに合わせていた方法を改め，固定資産税評価相当額を算定基礎とするよう改正した。</p> <p>これは，相続税課税標準額は，国税庁の基本通達に基づき算定されるため通達の解釈・運用等の点で算定事務が本市だけで完結しない場合があるのに対し，固定資産税評価相当額は，本市の各区役所課税課において迅速かつ正確に算定することができることから，事務処理の簡素・合理化とともに貸付料の算定に当たって市民の理解と納得を得る観点からも，より適切であると判断したためである。</p> <p>また，平成17年度(2005年度)改正では，</p>

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>で、誤りが生じにくいということであった。事務の簡素化自体は結構であるが、それは広島市内部の事務処理上の話である。広島市財産条例第9条の趣旨に照らした検討を行ったかどうか質問したところ、管財課の見解は、不動産鑑定士に意見を求め、改定後の貸付料が相場として妥当であるという見解を得ているとのことであった。</p> <p>では、改定前はどうかと質問したところ、広島市の見解としては、改定前の基準も妥当なものであると認識しているという回答であった。</p> <p>要するに、改定前も改定後もいずれも妥当であるということである。実務上、妥当性にある程度の幅があるということについては、監査人も否定はしないが、いずれの基準も妥当性の範囲内であるならば、長期間運用されてきた基準を変更し、しかも広島市の収入に直接影響する以上、事務簡素化等という事務的な理由以外に、より積極的な理由、例えば従来に比べてより適切な算定が可能である等の理由が必要であると考える。</p> <p>評価額の基準を変更するのであれば、併せて率(4/100)の見直しを検討すべきではないかと考える。この点については、広島市としても率について検討を行ったが、不動産鑑定士の見解で現行の率(4/100)を適用しても、妥当な水準であるとの回答が得られたので結果的に率の変更は行わなかったという回答であった。</p> <p>不動産鑑定士に改定後の基準についての検討を依頼しているが、専門家に意見を求めるのであれば、より本質的なこと、すなわち改定前基準と改定後基準のどちらが貸付料の水準としてより妥当であるかの見解を求めるべきであったと考える。</p> <p>事務簡素化等は、内部規定の整備及び担当者への研修等で達成できるものであり、基準を変更する理由としては不十分と考える。</p>	<p>4/100の率については、当時の不動産鑑定士の見解を踏まえ変更しなかった。相続税課税標準額(公示価格のおおむね8割)から固定資産税評価相当額(公示価格のおおむね7割)に変更し結果的に基礎額は減額となっているが、平成22年度(2010年度)現在においても、固定資産税評価相当額に定率を乗じる方法をとっている政令指定都市12都市における定率は、最高6/100(神戸市)、最低3/100(仙台市、相模原市、北九州市)、12市平均で3.99/100である。本市の4/100は、高い方から5番目で、ほぼ平均値となっており、妥当な水準といえる。</p>

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日
平成22年2月5日（広島市監査公表第1号）
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日
平成23年3月25日（広税市第117号）
- 4 監査のテーマ
市税に関する事務の執行について
- 5 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

【監査の結果】

(1) 法人市民税について 中間申告義務者の把握と申告督促について（所管課：財政局税務部市民税課）	
監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
<p>中間申告あるいは予定申告義務があるにもかかわらず申告もせず納付もしない法人に対し、申告督促を行っていない。</p> <p>現状において、法令で定められた法人市民税の申告書の様式では、中間申告義務の有無を判断する情報を記載することとなっていないため、中間申告義務者が把握できていない。</p> <p>その結果、中間（予定）納付する法人と、そうでない法人との間に、資金運用上不公平が生じることから、今後は、中間申告義務の有無を判断する情報を保有する国・県と情報の提供について協議を進め、中間（予定）申告義務者の把握に努め、申告督促すべきである。</p>	<p>広島県と協議を行い、平成22年（2010年）3月以後に中間申告書の提出期限が到来する法人分から、中間申告義務の有無を判断する情報の提供を受けることとした。これにより、今後は、中間申告又は予定申告の義務がありながら、申告も納付もない場合には、地方税法第321条の8第1項（みなす申告）の規定を適用して課税し、納付がないものについては、督促を行うこととした。</p>

(2) 固定資産税について

ア 償却資産に係る国税資料閲覧調査後の対応について (所管課：財政局税務部固定資産税課)

監査の結果の要旨	措置の内容
<p>償却資産に係る国税資料閲覧調査の結果、償却資産の申告に漏れがあるのではないかと疑問を持ちながら、それから先の調査が実施されずに未解決となっている以下のような事案が存在した。</p> <p>(7) A社の事案 A社の国税資料（平成19年7月31日現在の貸借対照表）には、建物附属設備4,564万円が計上してあるが、これが償却資産の申告と一致しない。</p> <p>(8) B社の事案 B社の国税資料（平成19年6月30日決算に係る法人税申告書別表十六（二））には、建物附属設備が取得価額ベースで1,030万円計上してあるが、償却資産の申告ではこれが200万円であり830万円の差が生じている。</p> <p>(9) C氏の事案 C氏の国税資料（所得税申告書調査票）には、建物附属設備等が取得価額ベースで2,092万円計上してあるが、これが償却資産の申告にはない。</p> <p>(10) D氏の事案 D氏の国税資料（所得税申告書調査票）には、構築物が取得価額ベースで357万円計上してあるが、これが償却資産の申告にはない。</p> <p>このような事実を認識したのであれば、速やかに文書等により減価償却資産明細書等の提出依頼を行い、それでも提出がないものについては現地調査を積極的に実施するなどして、課税漏れがないか否か早期に結論を出す必要がある。</p>	<p>該当する事案については、文書等による減価償却資産明細書等の提出依頼や現地調査を実施して、課税漏れ等の有無を確認した。その結果、課税漏れ等があったものについては、平成23年（2011年）1月末までに全ての賦課決定を行った。</p> <p>今後、償却資産に係る国税資料閲覧調査の結果により、本事案のように償却資産の申告に疑義がある場合は、減価償却資産明細書等の提出を依頼するなどして、確実に対応していく。</p>

イ ハガキによる申告 ^{しうごう} 懲 ^{しやう} 後の対応について (所管課：財政局税務部固定資産税課)							
監査の結果の要旨	措置の内容						
<p>平成20年度の償却資産未申告者に対するハガキによる申告懲^{しやう}の結果、依然として未申告のまま解決に至らなかった者のうち、広島市として「免税点以上と推定される者」と認識している案件が、往査した3つの区役所において監査日現在で次のとおり存在した。</p> <table border="1"> <tr> <td>中区役所</td> <td>76件</td> </tr> <tr> <td>西区役所</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>安佐南区役所</td> <td>18件</td> </tr> </table> <p>これらの案件については、速やかに現地調査を積極的に実施するなどして、課税漏れがないか否か早期に結論を出す必要がある。</p>	中区役所	76件	西区役所	33件	安佐南区役所	18件	<p>該当する案件については、償却資産申告書の提出依頼や現地調査等を実施して、課税漏れ等の有無を確認した。その結果、課税漏れ等があったものについては、平成23年(2011年)1月末までに全ての賦課決定を行った。</p> <p>今後、本事案のように免税点以上と推定される償却資産未申告者については、現地調査を実施するなどして、確実に対応していく。</p>
中区役所	76件						
西区役所	33件						
安佐南区役所	18件						

【監査の意見】

(1) 個人市民税について ア 給与支払報告書未提出事業所の調査について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>給与支払報告書未提出事業所の調査方法として、前年度の提出実績があり、当該年度に提出のない給与支払者について調査がなされている。これに加えて網羅性の観点から、新規設立法人や新たに支店を設置した法人についても登記情報や法人市民税において把握している法人の情報との照合を行い、未提出者の調査を行うべきである。</p>	<p>当該年度及び前年度に法人市民税の申告があった法人の事業所のうち、給与支払報告書が未提出の可能性のある事業所を抽出できるように、平成22年(2010年)8月、システムの改修を行い、当該事業所の給与支払報告書提出の有無について調査することとした。</p>

イ 未申告者調査の調査終了確認について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>未申告者調査において、前年度調査で調査未了となり繰り越された者は、当該年度においてもあらゆる手段で調査をしたが未回答であれば調査が打ち切られ、上席者による調査打切りの承認がとられているが、未申告者調査処理用リストには何も調査状況が記入されていないものもある。</p> <p>どのような理由に基づき結論を下し、調査事務を終了したのか明瞭になっていないケースが見受けられ、可能な範囲での記載が必要と考えられる。</p>	<p>未申告者調査処理用リストへ調査結果の記載が簡潔に行えるよう、「所得0」や「他都市課税」などの調査終了事由等を番号で記入するように帳票を見直した上、未申告者調査事務処理要領により、記載の仕方について、各区課税課市民税係長会議（平成22年（2010年）9月21日開催）で周知徹底を図った。</p>

ウ 未申告者調査の調査対象範囲について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>現在行われている未申告者調査は、前年度課税データがあり、当該年度に申告のない者を主として調査されているが、前年度に課税データがない者で、当該年度申告すべき者が申告しなかった場合には調査対象となっていない。現在行われている調査だけでも大変な労力がかかっているが、税の網羅性、公平性の観点から、他都市の状況等も調査し、未申告者調査対象者をどのように効果的に拡大することができるか検討されたい。</p>	<p>他都市の調査方法を調査した結果に基づき、平成22年度（2010年度）分から、これまで調査対象外としていた者のうち、当該年度及び前年度が未申告であり、かつ世帯主（単身世帯の世帯主を除く。）である者を、新たに調査対象者に加えた。さらに、調査対象者年齢の上限を60歳から65歳に引き上げ、調査範囲の拡大を図った。</p> <p>また、各区課税課市民税係長会議（平成22年（2010年）9月21日開催）で、未申告者調査事務処理要領により周知徹底を図った。</p>

(2) 法人市民税について

ア 未届法人に対する調査方法の拡充について (所管課：財政局税務部市民税課)

監査の意見の要旨

対応の内容

課税の網羅性実現のために、未届法人の一層の調査把握が期待される。例えば、未届法人把握の精度向上のため、支店を持つ法人については課税客体を積極的に捕捉する等、調査方法の拡充を検討されるべきである。

現状では、平成18年度に電話帳データ利用による未申告法人の調査を実施し、次回の調査日程については、調査事務体制、処理が最優先される法定資料である国税資料に基づく調査の進ちょく状況、景気動向を勘案して決める予定とのことであるが、調査頻度が決められていない。月々の大量の事務量がある中で、毎年とはいかないまでも税の網羅性の観点からも、調査を定期的に行うべきである。

さらに、例えば、広島市が保有している法人市民税の情報と給与支払報告書の提出法人との照合、軽自動車の登録法人との照合等、調査方法の拡充を検討されるべきである。

電話帳データ利用による調査については、平成22年度(2010年度)について、同データ全体と本市の法人データを突合し、不一致となったものを対象に調査を行い、平成23年度(2011年度)以降については、毎年、同データのうち新規登録又は変更があったものについて、突合による調査を行うこととした。

また、調査方法の拡充については、他都市の取組を参考に、平成22年(2010年)10月から企業情報を掲載した民間の情報誌及び酒類販売業免許の新規取得者情報を利用した調査を、また、平成23年(2011年)1月から給与支払報告書を提出している法人の情報を利用した調査を、それぞれ新たに実施することとした。

イ 未申告法人調査事務の効率化について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>国税資料に基づく未申告法人調査事務の効率化を図るべきである。</p> <p>毎月県税事務所から法人税の申告データ（以下「通知書」という。）を取得して法人市民税のデータと照合し、未申告者等の調査事務を行っている。調査事務は毎月行われ、事務量は大量なものとなっている。現在調査中のもので、古い案件では平成17年のものが残っている。</p> <p>新しい調査案件は毎月発生しており、限られた人員で、タイムリーで実効性のある調査事務を実施することが必要である。そのためには、どこまで調査をし、どの段階で調査を打ち切るのかという調査を打ち切るための基準を作成すべきである。</p> <p>また、毎月市は県から通知書を受領し、必要に応じ県へ情報の問い合わせをしているのみであり、国や県で調査して判明した事項を市が取得することは行われていない。国や県で調査して判明したもので、調査事務に有用と思われる情報は市へも提供してもらい、逆に市が調査して判明した情報は国や県へも提供すべきである。</p> <p>国、県、市はお互いに利用できるデータの共有化、情報の共有化、連携の強化を図り、資料収集等のコストを下げ、調査事務の効率化を図るべきである。</p>	<p>他都市の取組を参考に、平成23年（2011年）2月末に、調査を終了するための基準を含めた処理手順を作成した。</p> <p>また、国・県・市の三者で、未申告法人調査に有用な情報の相互提供について協議を行い、今後、継続的に、廃業情報等を提供し合うこととした。</p>

(3) 固定資産税について ア 免税点判定を過年度にさかのぼって実施することについて (所管課：財政局税務部固定資産税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>償却資産に係る国税資料閲覧調査の結果、E社の国税資料（平成19年7月31日決算に係る法人税申告書別表十六（一））には、建物附属設備が取得価額ベースで130万円計上してあるが、これが償却資産の申告にはない。</p> <p>この資産について償却資産の申告があった場合の平成20年度の評価額は104万円であり、これに申告済の資産の評価額29万円を加えても、合計で133万円であり、免税点の150万円に満たないため問題ない。しかし、平成19年度のこれらの資産について同様の方法により計算したところ合計の評価額は163万円であり、免税点の150万円以上となり課税漏れという結果を招いている。</p> <p>このような場合の免税点以上か否かの検討は、課税の網羅性の観点から、明らかに免税点未満と判断できる場合を除いて、当該年度のみではなくその前の年度についても行う必要がある。</p>	<p>免税点判定は、明らかに免税点未満と判断できる場合を除き、当該年度のみではなく、5年度間遡及して行うよう改め、償却資産調査事務マニュアルにその旨を明記した。</p>

イ 国税資料閲覧調査後の事務処理の引継ぎについて (所管課：財政局税務部固定資産税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>往査した3区役所のうち、任意に安佐南区役所を選定して国税資料閲覧調査後の事務処理に係る担当者交替時の引継ぎの状況について監査した。</p> <p>安佐南区役所では、平成20年度の国税資料閲覧調査に関し、調査対象者との折衝経緯を記録した「平成20年度 償却資産申告書 未提出者記録票」が作成されていたが、平成21年4月の担当者の交替の際には、この記録票による現担当者への引継ぎが十分に実施されていなかった。</p> <p>未解決案件の早期解決を推進する観点から、担当者の交替の際には、記録票等により詳細な引継ぎを行う必要がある。</p>	<p>人事異動があった場合、確実に事務の引継ぎを行うよう、各区課税課家屋係償却資産担当者研修会及び各区課税課家屋係長会議で周知徹底を図った。</p> <p>また、このことについて、平成22年（2010年）3月26日付けの文書で、各区課税課長に対して周知徹底を図った。</p>

ウ 国税資料閲覧先の選定について (所管課：財政局税務部固定資産税課)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>平成18年度の税制改正により国税関係資料の閲覧が可能と地方税法に明文化され、広島市においても平成19年度から本格的に実施されているところである(平成18年度も実施はされている。)</p> <p>現在、国税資料の閲覧先の選定は、各区役所にて担当者と係長が協議し、さらに税務署側とも調整した上で決定されている。五十音順に選定したケース、当該年度の未申告者を選定したケース等である。</p> <p>本格的実施から3年を経過し、各区役所にて実績を積んできたことから、各区役所の担当者が実績を持ち寄り情報交換し、適正申告の確保及び未申告者の解消という観点から、より効果の上がる選定の方法を検討されることを提案する。</p>	<p>各区課税課家屋係償却資産担当者会議を開催(平成22年(2010年)12月3日)し、各区における国税資料の閲覧先の選定状況及びそれに基づく税収の状況等の資料を基に、より効果の上がる選定の方法等について情報交換を行った。</p> <p>今後、国税資料の閲覧先の選定に当たっては、担当者会議の意見やこれまでの実績を精査した上で、適正申告の確保及び未申告者の解消という観点から、より効果の上がる選定を行っていく。</p>

(4) 収納・債権管理業務について

ア 滞納整理事務の効率化について (所管課：財政局税務部納税課)

監査の意見の要旨

対応の内容

滞納者の中には複数の区にわたる滞納が発生している場合があるが、高額滞納案件については、収納率の向上及び事務処理の効率化のため、各区の滞納金額の合計が200万円以上になった場合には、原則として本庁納税課の特別滞納整理班が各区より徴収業務を引き継ぎ一元管理を行っている。

しかし、高額滞納案件を除いては、各区収納課の職員が個別に徴収業務を行っており、滞納整理事務が各区で重複している。

この重複した滞納事案については、収納事務取扱要領に基づき、必要に応じて各区の収納担当者による協議会を開催し、情報交換や今後の処理方針を決定している。また、協議会等で窓口を一本化することになった場合には、滞納者との折衝窓口を一元化して効率的に対応するなど、可能な限り事務の重複のないよう努めている。

しかし、より効率的な収納事務を行うためには、複数の区にわたる滞納案件について、金額基準のみならず、一定期間以上滞納しているものを徴収困難案件として、単一部署で一元化管理することも検討されたい。

市税の滞納事案については、複数区にわたるものに限らず、現在、本市情報システムの再構築の一環として取り組んでいる市税システムの再構築が完了する平成26年度(2014年度)を目途に、集約化を図ることについて検討を進めていく。

イ 滞納債権の残高管理について (所管課：財政局税務部納税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>平成21年3月31日現在の滞納繰越分のうち、5年以上前(平成14年度以前)に係るものは、一括管理されており、課税発生年度別に集計されていなかった。</p> <p>平成21年3月31日現在の滞納繰越分86億947万円のうち、平成14年度以前の滞納債権は15億7,021万円である。最も古いものは昭和51年度に課税したもので1万3,000円であった。</p> <p>一括的に集計されている5年以前の債権についても、長期の滞納債権又は回収努力の効果のない債権の区分管理を行い、不納欠損処理への移行の判断資料とするため、課税発生年度別の債権管理が必要と考える。</p>	<p>5年以前の滞納繰越分については、平成23年(2011年)2月に電算システムの改修を行い、課税発生年度別の集計ができるようにし、かつ、それを資料として活用できるよう事務処理を改めた。</p> <p>また、納税課長名の事務連絡通知(平成23年(2011年)2月24日付け)及び収納課長会議(平成23年(2011年)3月4日開催)を通じて、各区収納課に対し、システムによる集計結果を不納欠損処理への移行判断の資料として活用するよう周知徹底を図った。</p>

ウ 分割納付の事務手続について (所管課：財政局税務部納税課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>分割納付に関する手続については、収納事務取扱要領に定められており、滞納者から、分割納付の申し出があった場合には来庁を求め、納付相談の上、早期完納を指導するとともに、滞納の新規発生を未然に防止するよう努めている。</p> <p>また、納付約束をする場合は、原則として納税者から必ず納付誓約書を徴することとしている(ただし、短期間等のものを除く。)が、滞納者等の実情により、やむを得ず、電話による分割納付の申請も受け付けることや納付期間が一定期間以上であっても納付誓約書が得られない場合もある。</p> <p>分割相談においては、滞納金額が一定額、一定の納付期間以上の場合、納付計画書の提出を義務付けることや、不履行が続く場合には強制徴収を行うなどといった具体的な手順を収納事務取扱要領に盛り込むことにより、判断に客観性を持たせることが、税負担の公平性の観点から望ましいと考える。</p>	<p>分割納付に関する手続については、納付計画書の提出範囲や約束不履行時における滞納処分等の時期等について、整理係長会議で十分な検討を重ね、納付誓約書の提出を義務付けることや不履行時の対応を盛り込んだ納税折衝マニュアルを平成23年(2011年)2月に作成した。</p> <p>また、収納課長会議(平成23年(2011年)3月4日開催)及び整理係長会議(平成23年(2011年)2月22日開催)の場において、職場研修等を通じ、当該マニュアルに基づく適正な納税折衝の実施について、所属職員に対して指導するよう周知徹底を図った。</p>

エ 延滞金の管理について (所管課：財政局税務部納税課)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>延滞金とは、市税において本来の納期限までに完納されなかった税額が発生した場合にその遅延した税額及び期間に応じて課されるものである。延滞金の調定額は、本税を収入した時点で確定する。延滞金の調定については、広島市会計規則上、「延滞金を収納したときに調定をすることができる。」としているため、広島市の決算書上、延滞金収入額＝延滞金調定額となっている。このような会計上の取り扱いのために、本税を収入した時点で市全体として確定した延滞金額、それに対する収納率、収入未済額及び不納欠損額が把握されていない。</p> <p>本税については、税目別に調定額、収納率、収入未済額及び不納欠損額は把握されており、決算書に公表されている。そして、その収納率が低い場合や、滞納額が大きい場合は市の財政上、必要な対策がとられる。しかし、延滞金はこのような徴収状況が把握されていないために、延滞金が市の条例、規則どおりに適正に徴収されているかを全体として知ることができない。</p> <p>延滞金は、期限までに納付した納税者と滞納者との間で不公平とならないよう、規定どおりに徴収すべき債権であり、そのためには、本税と同様に延滞金の全体としての徴収状況、すなわち、税目別に調定額、収納率、収入未済額及び不納欠損額を管理資料として整備し、収納率の向上に向けて管理、指導する必要がある。また、広島市会計規則に従えば、決算書上の処理は、延滞金収入額＝延滞金調定額となるのであるが、延滞金の徴収状況を決算書とは別の資料として作成し、分析等を行っていただきたい。そして、その結果を公表することも、検討していただきたい。</p>	<p>確定した延滞金については、調定額、収納率、収入未済額及び不納欠損額を管理資料として整備し、平成22年(2010年)9月末から毎月の統計資料として賦課区ごとに全市分を作成することにした。</p> <p>あわせて、平成23年(2011年)2月に電算システムの改修を行い、毎年決算終了後に延滞金のみの未納者リストを出力することにした。</p> <p>なお、納税課長名の事務連絡通知(平成23年(2011年)2月18日付け)及び収納課長会議(平成23年(2011年)3月4日開催)を通じて、各区収納課に対し、これらの資料を基に分析等を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>また、結果の公表については、分析した内容に応じ、時期や方法等について、今後検討を進めて行く。</p>

オ 延滞金の減免手続について (所管課：財政局税務部納税課)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>延滞金の減免を認めるかどうかの具体的判断は、地方税法に規定されている徴収猶予に係る国の通知に準じて行っている。</p> <p>しかしながら、この通知は必ずしも明確な基準となっていないことから、今後、減免の具体的な判断基準を明確にすることが望ましい。</p>	<p>延滞金の減免の取扱いについては、国税や他都市の基準等の調査及び整理係長会議で十分な検討を重ね、減免の具体的な判断基準を盛り込んだ延滞金取扱マニュアルを平成23年(2011年)2月に作成した。</p> <p>また、収納課長会議(平成23年(2011年)3月4日開催)及び整理係長会議(平成23年(2011年)2月22日開催)の場において、職場研修等を通じ、当該マニュアルに基づく適正な減免事務の執行について、所属職員に対して指導するよう周知徹底を図った。</p>

包括外部監査結果に対する措置事項等の公表

- 1 監査結果公表年月日
平成19年1月17日（広島市監査公表第1号）
- 2 包括外部監査人
濱田 芳弘
- 3 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月24日（広整都第50号）
- 4 監査のテーマ
開発事業特別会計，西風新都特別会計，用地先行取得特別会計に関する財務事務の執行について
- 5 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

開発事業特別会計について（西部開発事業） 西部浄化センター用地について（所管課：都市整備局都市整備調整課）	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>本物件は西部開発事業の未分譲地の中で最も面積が広く（156,850.49 m²），固定資産税評価相当額は約131億円である。資産価値は高いものの利用度は低く，多目的広場としてソフトボールなどの無償使用が多く，資産価値に見合った有効利用がなされていない典型的な例である。</p> <p>下水処理場の増設用地として順次，下水道事業会計へ移管されているが，すべてが下水道施設として，移管されるかどうか疑問である。現在，下水処理場の施設計画の見直しを行っているとのことであり，これを早急に行い，処理場用地の面積等を確定させるとともに，残余土地の利用若しくは売却を検討すべきである。</p>	<p>下水道局において，西部水資源再生センター（平成19年度（2007年度）に西部浄化センターを名称変更）の施設計画の見直しを行った結果，下水処理場用地として利用しない面積48,238.33 m²が平成18年（2006年）11月に確定した。</p> <p>また，平成20年度（2008年度）から平成22年度（2010年度）にかけて西部水資源再生センターの代替放流きよの建設工事及び既存放流きよの撤去工事を行い，平成23年度（2011年度）中に下水処理場予定区域を縮小する都市計画の変更を予定している。</p> <p>この都市計画の変更に併せて長年にわたり利用している多目的広場の廃止について地元団体の理解を得るとともに，市内部及び国・県に対して公共施設用地としての利用について照会し，その結果，利用希望がある場合は，市内部での所属替えや国・県への譲渡を行い，残余土地の有効活用を図る。利用希望がない場合は，一般競争入札により売却を進める。</p>